⒀　本工事は、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

⒁　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定ＪＶ又は単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、当該工事について特定ＪＶとしての競争参加資格決定を受けること。（構成員数は２社とする。）

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局における平成27・28年度港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　中部地方整備局における平成27・28年度港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,100点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該平成27・28年度港湾等鋼構造物工事における客観点数が上記点数以上であること。）なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を1,100点以上とする。

⑷　平成12年４月１日以降かつ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに元請けとして完成・引き渡しが完了した、以下に掲げる同種工事実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員が①に掲げる同種工事を施工した実績を有すること。

なお、当該施工実績が平成13年４月１日以降に完成した全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

①　単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者にあっては、ａ）からｃ）までに掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作、架設した工事実績を有すること。

なお、ａ）からｃ）までは同一工事であること。

ａ）道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。

ｂ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋（鋼床版橋を除く。）以外の鋼橋の工事。

ｃ）最大支間長が50m以上の工事。

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、ａ）からｃ）までに掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作、架設した工事実績を有すること。

なお、ａ）からｃ）までは同一工事であること。

ａ）道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。

ｂ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋（鋼床版橋を除く。）以外の鋼橋の工事。

ｃ）最大支間長が20m以上の工事。

⑸　標準的な施工方法が適正であること。（入札説明書参照）

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、現地での架設期間については専任で配置できること。（現地での架設期間は平成28年６月から平成29年11月を予定している。）

架設現場の配置予定技術者と製作現場（工場）の配置予定技術者は同一でなくてもよい。ただし、架設現場の配置予定技術者は、①から⑤の基準を満たす者であること。また、製作現場（工場）の配置予定技術者は①④⑤の基準を満たす者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者にあっては、平成12年４月１日以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、ａ）からｃ）までに掲げる基準をすべて満たす鋼橋を架設した施工実績の経験を有すること。

なお、ａ）からｃ）までは同一工事であること。

ａ）道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。

ｂ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の工事。ただし、鋼床版橋は対象とする。

ｃ）最大支間長が20m以上の工事。

③　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成12年４月１日以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、ａ）及びｂ）に掲げる基準を満たす鋼橋を架設した施工実績の経験を有すること。

なお、ａ）及びｂ）は同一工事であること。

ａ）道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。

ｂ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の工事。ただし、鋼床版橋は対象とする。

④　監理技術者にあっては、指定建設業監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

⑤　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また入札説明書に示す発注支援業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者、当該受託者の担当技術者の出向・派遣元、及び当該受託者の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

入札参加者は、価格及び技術提案並びに施工体制をもって入札を行い、⑴の要件に該当する者のうち、⑵によって得られる標準点と加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、⑶による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑴　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　発注者における要求要件を実現できると認められること。

③　評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。